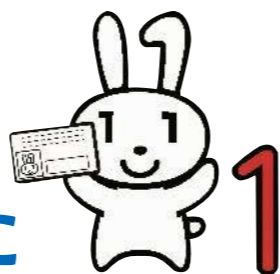


マイナンバーカードが 健康保険証として 利用できるようになりました



利用できる医療機関・薬局

マイナンバーカードを保険証として利用できる医療機関・薬局は次のステッカーやポスターが目印です。今後も順次拡大していく予定です。最新の情報は厚生労働省のホームページでも確認できます。



メリットがたくさん！

- ①病院や薬局に顔認証付きカードリーダーが設置されていれば、顔認証による自動受付が行えます。
- ②本人が同意をすれば初めての医療機関などでも、過去に処方された薬や特定健診の結果などを共有できます。
- ③窓口での限度額を超える医療費の一時払いが不要となる「限度額適用認定証」などが原則として申請する必要がなくなります。
- ④マイナポータルを通じた医療費通知情報の自動入力で、確定申告の医療費控除がより簡単になります。
- ⑤マイナポータルで、自身の特定健診情報や薬剤情報・医療費通知情報が閲覧でき、生活習慣の改善や健康づくりに役立ちます。

問 マイナンバーカードの健康保険証利用については、保険年金室（☎ 24-1174 FAX 24-1357）
マイナンバーカードの新規申請については、戸籍・住民登録課（☎ 24-1343 FAX 24-1353）

利用には事前登録が必要です

マイナンバーカードを健康保険証として利用するために、マイナポータルから健康保険証利用の事前登録が必要となります。

●スマートフォンからマイナポータルで申し込み

- STEP1 アプリ「マイナポータルAP」をダウンロード
- STEP2 「健康保険証利用申込」をタップ
- STEP3 利用規約などを確認して、同意する。
- STEP4 マイナンバーカードを読み取る。

- ▷事前登録には、マイナンバーカードと市役所窓口で設定した利用者証明用電子証明書のパスワード（数字4桁）が必要です。
- ▷パソコンからマイナポータルで申し込むことも可能です。その際には、カードリーダーが必要です。

●セブン銀行ATMやマイナンバー保険証登録に対応している医療機関・薬局、市役所保険年金室でも事前登録が可能です。

保険証を捨てないでください

マイナンバーカードに対応していない医療機関・薬局では、健康保険証が必要です。また、今後も健康保険証でこれまでどおり受診することができますので、健康保険証とマイナンバーカードの両方をお持ちいただくことをお勧めします。

だまされないで！ 特殊詐欺

「払い過ぎのお金を返す」という電話は要注意！

問 危機管理室（☎ 24-1337 FAX 24-2945）

今年、市内で11件、総額約1,800万円の特殊詐欺被害が発生しています。「自分はだまされるはずがない」「うちの親は大丈夫」という人ほどだまされます。明日はわが身と危機感を持ち、被害に遭わないための対策を取りましょう。

手口

市役所や銀行職員のふりをして「医療費の返金がある」「介護保険料を払い過ぎている」などと言って携帯電話の番号を聞き出し、ATMへ誘導して、お金を振り込ませる詐欺が増えています。また、振込みエラーが発生したと連絡があり、何度も振り込ませる事例も発生しています。

対策

- 1 自動通話録音（警告）機を設置する
- 2 常に留守番電話設定にする
- 3 困った時は 家族・友人・警察に相談する
- 4 日ごろから家族と連絡を取り、合言葉などを決めておく

注意するポイント

- 1 市役所から「保険料や医療費を返します」という電話をかけることは絶対にありません。
- 2 還付金や払い戻し手続きは、ATMでは出来ません。
- 3 ATM周辺では携帯電話の通話を切ってください。
- 4 不安な場合は一人でATMを操作せず、ATM設置場所の職員またはATM付属電話でオペレーターに手続き方法を尋ねてください。

一度も会ったことのない電話の相手を信用できますか？ 電話でATMの操作方法を教えてくれる「親切な人」は存在しません。全て詐欺です。大切なお金を取り返せなくなる前に、近くにいる人に助けを求めましょう。

自動通話録音機を無償で貸し出しています

発信者に警告メッセージを流す「警告機能」と「通話録音機能」が付いた自動通話録音機を貸し出しています。

詳しくは桑名警察署 生活安全課（☎ 24-0110）までご連絡ください。

